
生 活 保 護

第7 生活保護

1 生活保護

(1) 生活保護のあらまし

世帯主が病気になったり、死亡したり、家族の入院や傷病等により、働くことができなくなる等の事情によって、生活が困難になった人に対し、困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長を目的に、生活保護制度が設けられている。

(本制度は、憲法第25条に規定する理念を具体化したものである。)

現行法 昭和25年5月4日法律第144号

生活保護制度の原理としては、次の3つが挙げられる。

- ① 無差別平等 (生活保護法 第2条)
- ② 最低生活の保障 (同法 第3条)
- ③ 保護の補足性 (同法 第4条)

また、保護の補足性としては、次の3つが挙げられる。

- イ 本人のもつ資産、能力の活用
- ロ 民法に定める扶養の有無の確認
- ハ 他の法律に定める扶助

これらの手段を講じても、なおかつ生活に困るときに、はじめて生活保護が適用される。

保護を受けるには、まず「保護申請」が必要で、申請は、本人又は同居の親族、その他の扶養義務者等が行う。

生活保護は、この申請に基づき、世帯単位を原則として、年齢別等の国の定める基準を満たすことのできない不足分を補う程度において行うこととなる。(同法第8条)

生活保護における生活扶助水準は、最低生活水準が国民の消費水準との比較における相対的なものであるという認識から、当該年度に予想される国民の消費動向を考慮し改定されている。

《保護の種類》

生活保護は、次の8種類(①～⑧)があり、必要に応じ、1つ又は2つ以上の組み合わせにより保護が行われる。また、これ以外に生活保護費で支出するものとして、保護施設事務費(救護施設に対する事務費)・就労自立給付金・大学等への入学準備給付金がある。

区分	内容
①生活扶助	衣食、その他日常生活や移送に必要な費用
②教育扶助	教材・学用品・給食その他義務教育に必要な費用
③住宅扶助	家賃、家屋の補修など住宅の維持のために必要な費用
④医療扶助	病気の治療に必要な費用
⑤介護扶助	介護サービスを受けるために必要な費用(介護保険の例による)
⑥出産扶助	出産のために必要な費用(原則として助産施設入所)
⑦生業扶助	生業に必要な費用(就職支度金、技能修得費等)及び高校就学費
⑧葬祭扶助	葬祭を行うために必要な費用

(2) 生活保護費予算の推移

生活保護費 予算額の推移（当初予算）

（単位：千円、％）

区分	平成29年度			平成30年度			令和元年度		
	予算額	前年比	構成比	予算額	前年比	構成比	予算額	前年比	構成比
生活保護総務費	489,790	101.8	4.5	503,033	102.7	4.5	506,208	100.6	4.6
(扶助費)									
生活保護扶助費	10,471,876	97.1	95.5	10,665,908	101.9	95.5	10,559,246	99.0	95.4
生活扶助費	3,402,809	100.2	31.0	3,395,963	99.8	30.4	3,212,735	94.6	29.0
教育扶助費	41,913	98.4	0.4	36,394	86.8	0.3	33,905	93.2	0.3
住宅扶助費	1,169,509	100.3	10.7	1,217,885	104.1	10.9	1,214,882	99.8	11.0
医療扶助費	5,516,367	94.7	50.3	5,682,098	103.0	50.9	5,732,175	100.9	51.8
介護扶助費	225,863	95.4	2.1	245,349	108.6	2.2	266,690	108.7	2.4
出産扶助費	380	100.0	0.0	380	100.0	0.0	380	100.0	0.0
生業扶助費	17,321	86.6	0.2	16,610	95.9	0.1	13,906	83.7	0.1
葬祭扶助費	15,546	75.0	0.1	12,322	79.3	0.1	14,448	117.3	0.1
施設事務費	81,868	112.7	0.7	58,607	71.6	0.6	64,725	110.4	0.7
就労自立給付金	300	100.0	0.0	300	100.0	0.0	300	100.0	0.0
進学準備給付金	-	-	-	-	-	-	5,100	-	0.0
合計	10,961,666	97.3	100.0	11,168,941	101.9	100.0	11,065,454	99.1	100.0

【説明】 中国残留邦人等への支援給付を含む。

(3) 保護の概要

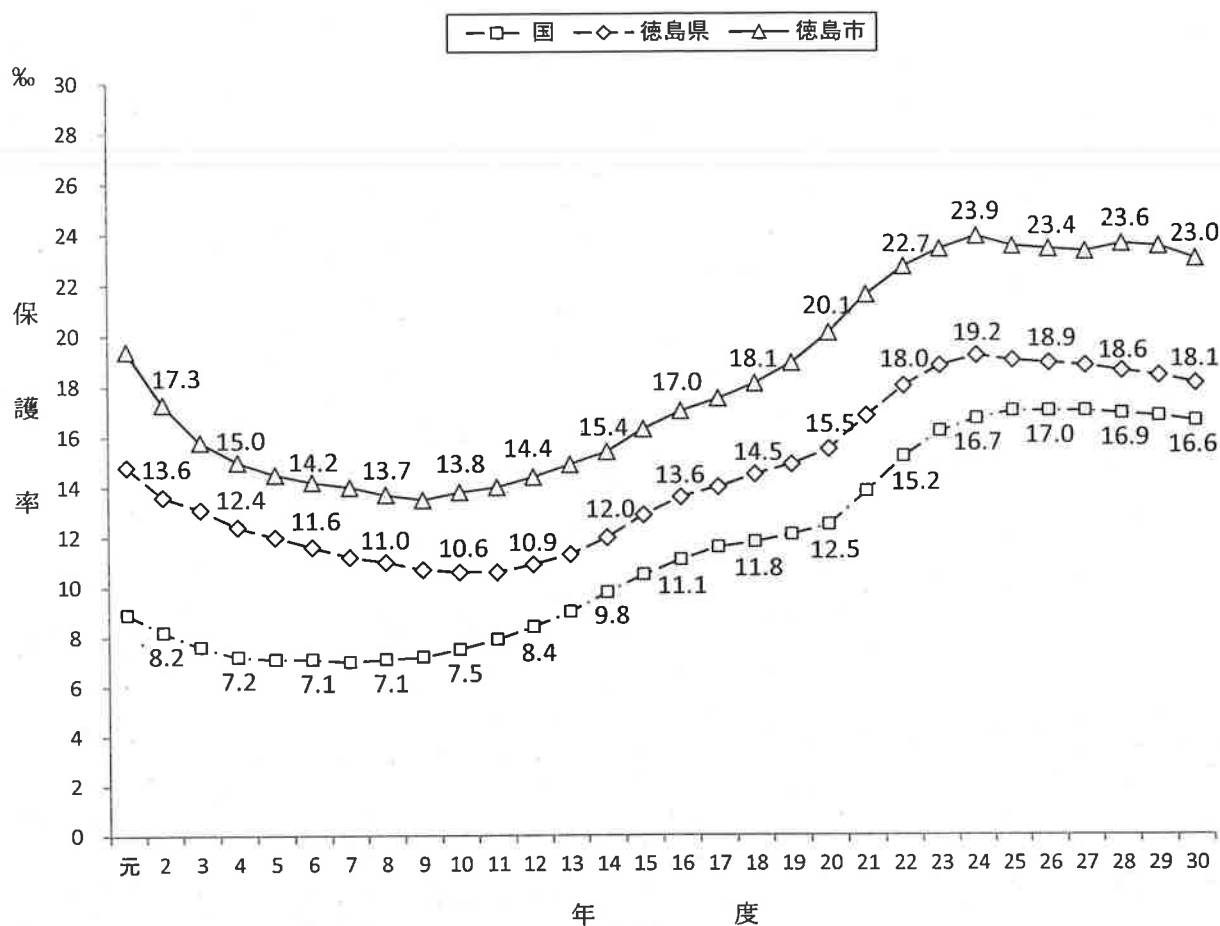
平成31年3月における保護状況は、被保護世帯数4,774世帯、人員5,851人であり、保護率は22.7%で、前年同月の23.4%と比べて0.7%減少している。

平成30年度においては、保護申請件数は432件（月平均36件）で、前年度より21件減少している。

被保護世帯の年度平均での世帯類型別構成比率は、高齢者世帯が59.8%（前年度比1.2%増）、傷病・障害者世帯が28.4%（前年度比1.4%減）と高く、母子世帯が3.7%（前年度比0.3%減）、その他の世帯が8.1%（前年度比0.5%増）である。

保護開始件数は386件であり、開始理由別で比較すると、預貯金等の減少が52.6%、主又は世帯員の疾病が20.7%、高齢や失業等による収入の減少が15.8%、その他の理由が10.9%である。保護廃止件数は475件であり、廃止理由別で比較すると、死亡が40.4%、就労収入の増加が10.1%、転出が7.6%、その他の理由が41.9%である。

[国・県・市の年度別保護率の推移] ※（人口千人当たり）各年度平均



① 被保護世帯数・被保護人員・保護率の推移（各年度平均）

(単位：世帯、人、%)

区分	被保護世帯		被保護人員		保護率
	世帯数	指数	人員	指数	被保護人員 / 市推計人口
平成20年度	3,851	100.0	5,345	100.0	20.1
21年度	4,136	107.4	5,739	107.4	21.6
22年度	4,436	115.2	6,009	112.4	22.7
23年度	4,646	120.6	6,187	115.8	23.4
24年度	4,782	124.2	6,306	118.0	23.9
25年度	4,772	123.9	6,204	116.1	23.5
26年度	4,778	124.1	6,137	114.8	23.4
27年度	4,802	124.7	6,098	114.1	23.3
28年度	4,855	126.1	6,109	114.3	23.6
29年度	4,867	126.4	6,064	113.5	23.5
30年度	4,810	124.9	5,916	110.7	23.0

[説明] 上記数値には、生活保護を停止している世帯を含む。

② 扶助別人員（各年度平均）

（単位：人）

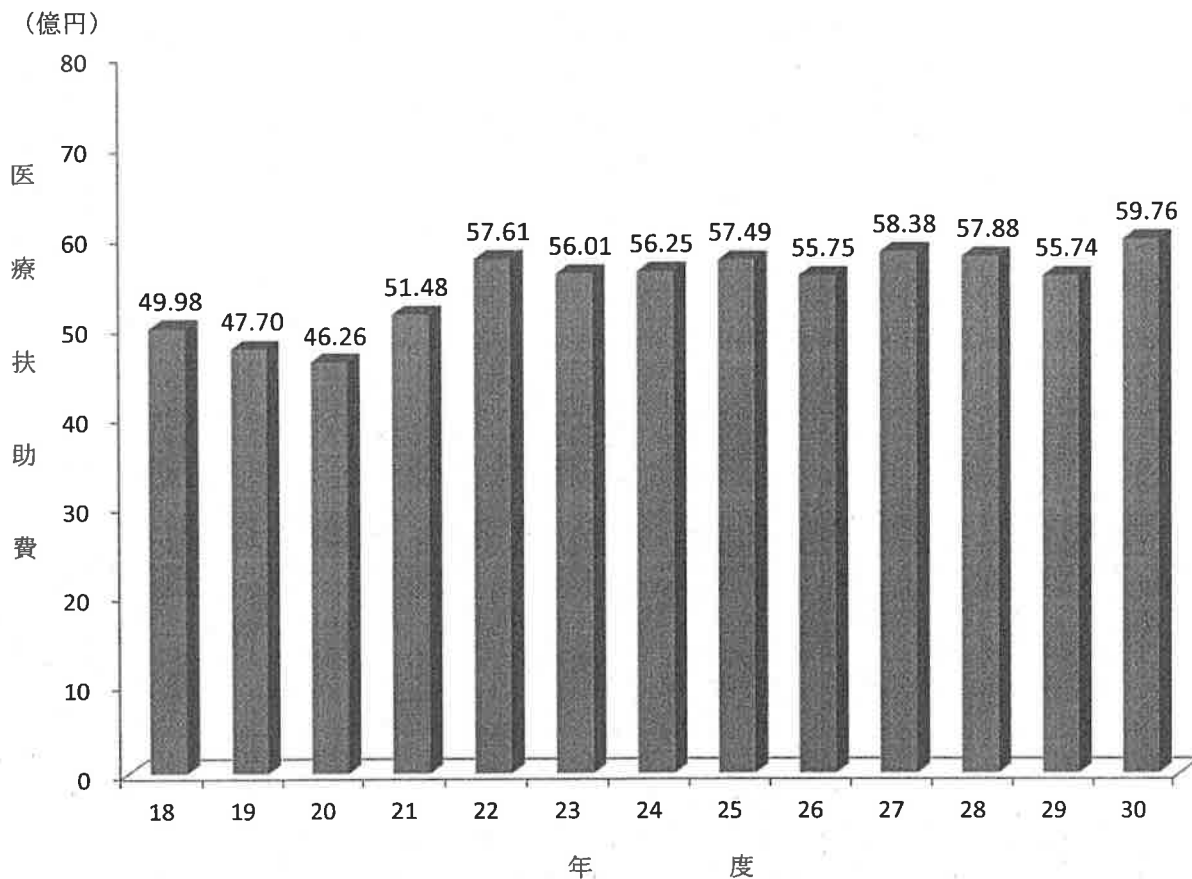
区分	保護実施	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	その他扶助
平成20年度	5,345	4,669	4,133	368	636	4,250	106
21年度	5,739	5,043	4,428	373	676	4,521	131
22年度	6,009	5,397	4,826	391	737	4,911	150
23年度	6,187	5,562	5,080	388	864	5,628	143
24年度	6,306	5,669	5,188	356	920	5,744	156
25年度	6,204	5,545	5,134	316	984	5,696	156
26年度	6,138	5,498	5,094	301	1,019	5,664	137
27年度	6,098	5,413	5,052	282	1,064	5,642	128
28年度	6,109	5,403	5,043	279	1,105	5,667	107
29年度	6,064	5,345	5,036	255	1,049	5,641	112
30年度	5,916	5,201	4,902	222	1,157	5,538	107
4月	6,004	5,243	4,954	222	1,162	5,609	123
5月	5,977	5,208	4,945	228	1,160	5,579	117
6月	5,944	5,189	4,919	224	1,153	5,572	109
7月	5,944	5,193	4,919	222	1,160	5,556	103
8月	5,919	5,185	4,906	222	1,146	5,544	107
9月	5,899	5,169	4,900	222	1,149	5,520	98
10月	5,905	5,165	4,905	223	1,142	5,528	102
11月	5,893	5,249	4,895	221	1,160	5,516	101
12月	5,910	5,231	4,902	222	1,159	5,527	103
1月	5,882	5,212	4,874	218	1,159	5,517	101
2月	5,864	5,186	4,857	219	1,161	5,500	99
3月	5,851	5,183	4,851	221	1,176	5,489	124

③ 医療扶助

医療扶助の総支給額は、平成6年度から平成11年度にかけて急激に増加した後、増減を繰り返していたが、平成21年から平成22年度にかけて、保護率の上昇に伴って再び増加し、近年においては高い水準で推移している。

平成30年度における医療扶助は、約59億7千6百万円と平成元年以降では最も高く、扶助費総額の過半数を占めており、その中でも入院費用の割合が突出している。

ア 医療扶助の推移



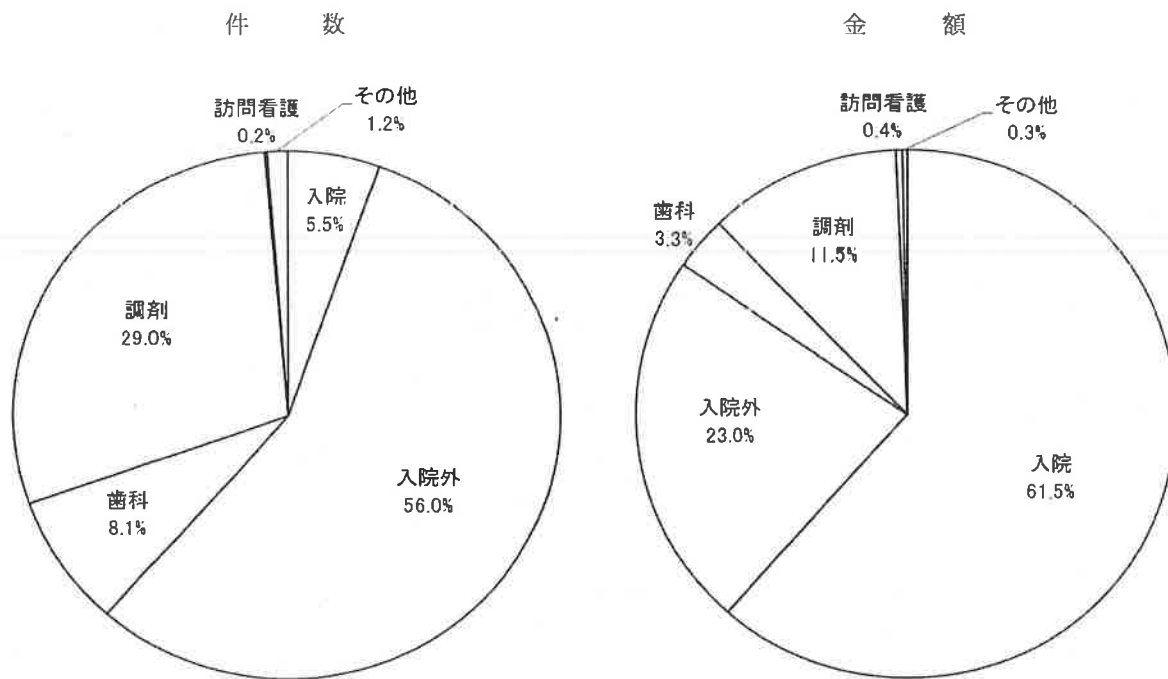
イ 平成30年度医療扶助支給状況

入院・入院外別等内訳

(単位：件、千円)

区分	入院	入院外	歯科	調剤	訪問看護	その他	計
件数	7,277	73,934	10,705	38,300	194	1,633	132,043
金額	3,674,735	1,376,010	195,288	689,442	21,735	18,474	5,975,684

[説明] 上記数値には、中国残留邦人等への支援給付を含む。



ウ 1件当たり平均医療費の比較

(単位：円)

区分	医科入院		医科入院外 (外来)	
	1件当たり医療費	指数	1件あたり医療費	指数
平成20年度	406,460	100.0	18,040	100.0
21年度	423,342	104.2	17,909	99.3
22年度	439,130	108.0	18,846	104.5
23年度	445,380	109.6	18,910	104.8
24年度	451,320	111.0	18,523	102.7
25年度	464,267	114.2	18,518	102.6
26年度	474,160	116.7	18,551	102.8
27年度	472,950	116.4	18,377	101.9
28年度	480,121	118.1	17,774	98.5
29年度	495,837	122.0	17,869	99.1
30年度	504,979	124.2	18,612	103.2

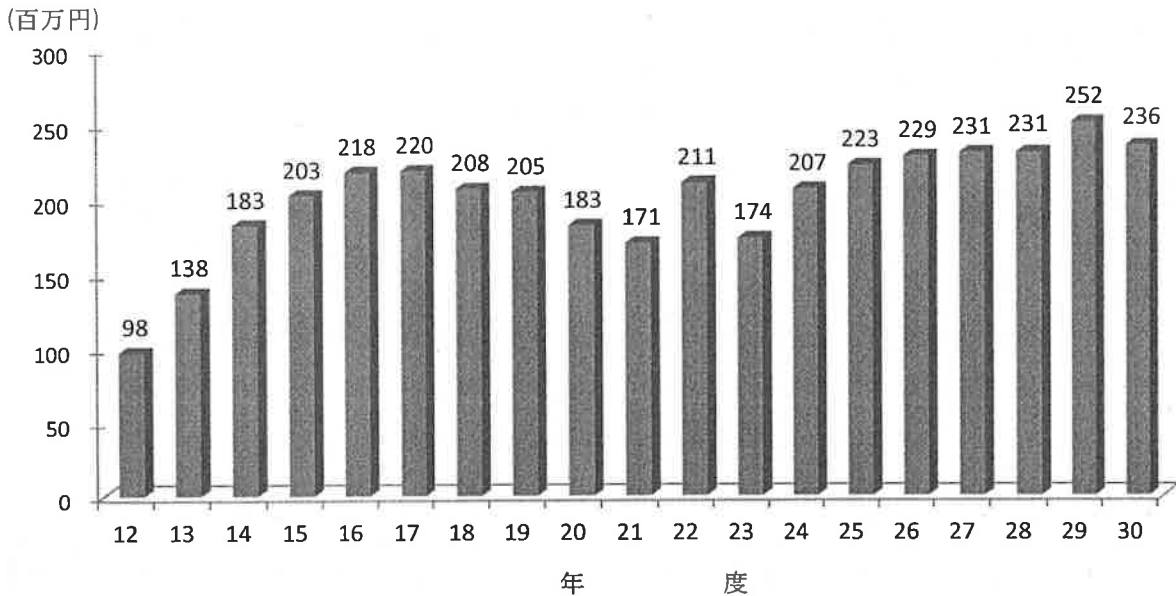
[説明] 上記数値には、中国残留邦人等への支援給付を除く。

④ 介護扶助

介護扶助の総支給額は、介護保険制度導入時（平成12年度）より年々増加していたが、平成17年度の制度改正において、要支援者に対する介護予防給付の支給上限額が引き下げられたため、平成18年度以降は減少傾向にあった。

近年、被保護世帯の高齢・単身化に伴い、介護扶助は再び増加に転じていたが、平成30年度は前年度より減少している。

ア 介護扶助の推移



イ 平成30年度介護扶助支給状況

居宅・施設サービス別等内訳

(単位：件、千円)

区分		件数	金額	区分		件数	金額	
居宅介護	訪問介護	8,012	50,100	介護予防	介護予防居宅療養管理指導	94	136	
	訪問入浴介護	45	218		介護予防通所介護	1	4	
	訪問看護	1,252	10,795		介護予防通所リハビリテーション	556	2,527	
	訪問リハビリテーション	514	2,520		介護予防短期入所生活介護	5	18	
	居宅療養管理指導	3,307	4,283		介護予防短期入所療養介護	5	23	
	通所介護	2,980	37,209		介護予防福祉用具貸与	1,547	1,456	
	通所リハビリテーション	1,320	17,489		介護予防認知症対応型通所介護	0	0	
	短期入所生活介護	270	3,782		介護予防小規模多機能型居宅介護	13	109	
	短期入所療養介護	58	2,139		介護予防認知症対応型共同生活介護	4	71	
	福祉用具貸与	4,988	11,882		介護予防・日常生活支援総合事業	第一号訪問事業	2,469	5,786
	地域密着型通所介護	566	6,845			第一号通所事業	998	2,499
	認知症対応型通所介護	234	6,603			第一号生活支援事業	0	0
	小規模多機能型居宅介護	109	1,990	その他	介護予防ケアマネジメント	15	72	
	認知症対応型共同生活介護	1,180	46,953		居宅介護支援	516	6,472	
	看護小規模多機能型居宅介護	6	105	介護予防支援	53	238		
施設介護	介護老人福祉施設	427	11,900	特定入所者介護サービス費	1,920	16,904		
	介護老人保健施設	1,543	34,605	高額介護サービス費支給分		▲73,106		
	介護療養型医療施設	387	21,098	償還払等による支給	180	613		
介護予防	介護予防訪問介護	7	0	合計		235,966		
	介護予防訪問入浴介護	0	0					
介護予防	介護予防訪問看護	169	972					
	介護予防訪問リハビリテーション	98	539					

⑤ 世帯類型の推移

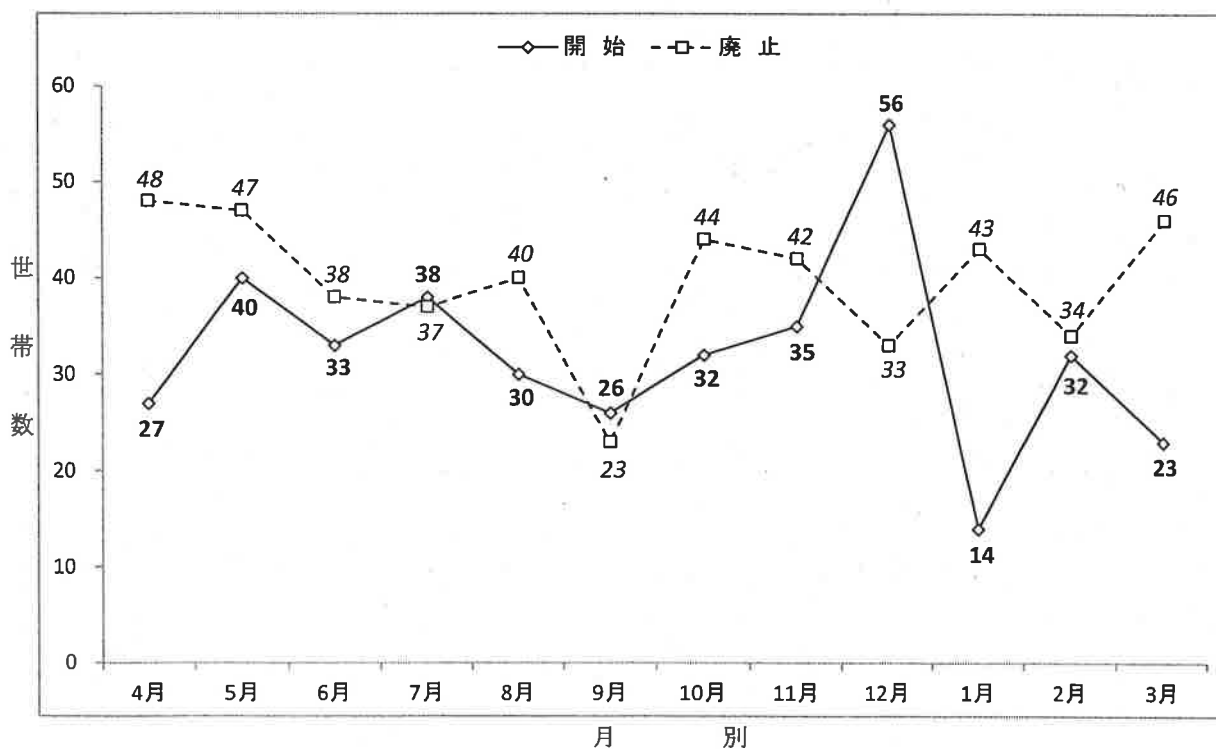
(単位：世帯)

区分	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者世帯	その他の世帯	計
平成20年度	1,799	236	1,437	375	3,847
21年度	1,889	249	1,508	484	4,130
22年度	1,991	275	1,572	591	4,429
23年度	2,091	269	1,611	667	4,638
24年度	2,307	276	1,583	606	4,772
25年度	2,448	250	1,639	428	4,765
26年度	2,565	230	1,558	416	4,769
27年度	2,684	209	1,516	382	4,791
28年度	2,790	197	1,483	373	4,843
29年度	2,842	195	1,444	372	4,853
30年度	2,870	177	1,361	391	4,799

[説明] 上記数値には、生活保護を停止している世帯を除く。

⑥ 保護開始・廃止の状況

平成30年度における保護開始世帯数は、386世帯（前年度比37世帯減）、廃止世帯数は475世帯（前年度比60世帯増）であり、世帯類型別で比較すると、いずれも高齢者世帯が最も多く、廃止世帯数では過半数を占めている。



○ 開始の理由

(単位：世帯)

区分	預貯金等の減少	疾病	収入の減少	その他	計
高齢者世帯	77	22	36	18	153
母子世帯	7	5	2	2	16
傷病・障害者世帯	57	47	10	13	127
その他の世帯	62	6	13	9	90
計	203	80	61	42	386

○ 廃止の理由

(単位：世帯)

区分	死亡	就労収入の増加	転出	手持ち金の増加	扶養義務者の履行	指導指示違反	その他	計
高齢者世帯	161	4	17	21	8	5	60	276
母子世帯	0	6	4	1	0	0	10	21
傷病・障害者世帯	26	13	10	2	3	6	46	106
その他の世帯	5	25	5	2	2	4	29	72
計	192	48	36	26	13	15	145	475

⑦ 保護費の支出状況

(単位：千円)

区分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	その他扶助	施設事務費 就労自立給付金 進学準備給付金	合計	指数
平成20年度	2,996,159	841,146	38,372	182,878	4,625,765	27,422	71,574	8,783,316	100.0
21年度	3,228,399	930,551	49,662	171,001	5,148,407	36,904	63,391	9,628,315	109.6
22年度	3,508,187	1,026,360	54,359	211,348	5,760,812	38,195	55,858	10,655,119	121.3
23年度	3,629,605	1,097,211	54,303	174,337	5,601,389	40,105	59,514	10,656,464	121.3
24年度	3,694,278	1,141,582	51,944	207,256	5,624,823	38,398	70,294	10,828,575	123.3
25年度	3,548,280	1,144,153	45,889	223,075	5,748,939	39,213	77,955	10,827,504	123.3
26年度	3,530,603	1,155,677	45,154	229,001	5,574,678	41,118	71,000	10,647,231	121.2
27年度	3,400,592	1,164,901	42,168	231,208	5,838,421	38,069	73,378	10,788,737	122.8
28年度	3,424,183	1,178,273	42,167	231,347	5,788,173	36,977	74,292	10,775,412	122.7
29年度	3,312,141	1,191,199	38,405	251,614	5,573,741	33,442	67,436	10,467,978	119.2
30年度	3,140,156	1,181,783	30,117	235,966	5,975,684	35,339	63,635	10,662,680	121.4

⑧ 生活保護基準推移（標準 3 人世帯）

（単位：円、％）

区分	実施年月日	基準額	改定率	指数
第 6 5 次	平成21年4月1日	147,578	100.0	100.0
第 6 6 次	平成22年4月1日	147,578	100.0	100.0
第 6 7 次	平成23年4月1日	147,578	100.0	100.0
第 6 8 次	平成24年4月1日	147,578	100.0	100.0
第 6 9 次	平成25年4月1日	142,699	96.7	96.7
第 7 0 次	平成26年8月1日	141,800	99.4	96.1
第 7 1 次	平成27年4月1日	136,730	96.4	92.6
第 7 2 次	平成28年4月1日	136,730	100.0	92.6
第 7 3 次	平成29年4月1日	136,730	100.0	92.6
第 7 4 次	平成30年4月1日	136,730	100.0	92.6
第 7 5 次	平成30年10月1日	136,820	100.1	92.7
第 7 6 次	平成31年4月1日	136,820	100.0	92.7

〔標準 3 人世帯一般生活費基準月額〕

（単位：円）

区分		個人基準額	世帯基準額	計
標準 3人 世帯	夫（33歳）	32,910	44,770	/
	妻（29歳）	32,910		
	子（4歳）	24,500		
	冬季加算		1,730	
計		90,320	46,500	136,820

平成31年4月1日現在

（注）冬季加算は基準額×5/12、支給月が1年間で冬季の5ヶ月のみのため。

（4）生活保護法に基づく施設

① 救護施設

救護施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設である。

② 救護施設及び措置状況

（単位：人）

施設名	定員	所在地	徳島市からの措置数
小 鳴 門 荘	60	鳴門市瀬戸町明神字上本城85番地	4
寿 楽 荘	50	徳島市南沖洲五丁目5番25号	21
みよしの山荘	50	三好郡東みよし町足代1736-1	1

平成31年4月1日現在